

1 議案第72号関係

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例

(1)おいらせ町印鑑条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第16条 町長は、第10条の規定による届出若しくは前条の規定による申請があったとき、又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 意思能力を有しない者と判断したとき。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第16条 町長は、第10条の規定による届出若しくは前条の規定による申請があったとき、又は登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 成年被後見人の審判を受けたとき。</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

(2)おいらせ町職員の分限に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、法<u>第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、法<u>第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>

(3)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第3条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属す</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属す</p>

改正案	現行
<p>る月の規則で定める日（次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第32条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>る月の規則で定める日（次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第32条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2、3 略</p>	<p>2、3 略</p>
<p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5、6 略</p>	<p>5、6 略</p>
<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p>
<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事</p>	<p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事</p>

改正案	現行
<p>件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの (勤勉手当)</p> <p>第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると町長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略 (休職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの (勤勉手当)</p> <p>第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると町長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略 (休職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、<u>同項</u>に規定する規則で定める日に、当該各項<u>の規定の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 略</p>	<p>7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、<u>第26条第1項</u>に規定する規則で定める日に、当該各項<u>の例</u>による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8 略</p>

(4)おいらせ町職員に関する旅費支給条例 新旧対照表（抜粋）（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に<u>対し</u>、旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に<u>対し</u>、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条各号</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった<u>ときは</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 職員又は職員以外の者が市町村その他の機関の依頼又は要求に応じ若しくは職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ公務遂行を補助するため旅行した場合には、その者の身分、公務の内容等を考慮し、その都度町長が定めるその者に<u>対し</u>、旅費を支給する。</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">（旅費の支給）</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に<u>対し</u>旅費を支給する。</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に<u>対し</u>旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった<u>場合には</u>、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 職員又は職員以外の者が市町村その他の機関の依頼又は要求に応じ若しくは職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ公務遂行を補助するため旅行した場合には、その者の身分、公務の内容等を考慮し、その都度町長が定めるその者に<u>対し</u>旅費を支給する。</p> <p>5 略</p>

(5)おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 新旧対照表（抜粋）（第5条関係）

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p>